



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
2月21日
第386号
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 規 則
 - ※滋賀県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (畜産課) 1
- 告 示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (障害福祉課) 2
 - 滋賀県漁業調整規則第11条第1項の規定による制限措置の一部改正 (水産課) 2
 - 小型定置網漁業の制限措置および許可または起業の認可の申請期間 (水産課) 2
- 公 告
 - 随意契約の相手方決定の公告 (管理課) 3
- 環 境 事 務 所 告 示
 - 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定 (甲賀) 5
- 農 業 農 村 振 興 事 務 所 告 告
 - 土地改良区役員退任および就任公告 (大津・南部) 6
- 土 木 事 務 所 告 告
 - 道路の指定公告 (甲賀) 6

規 則

滋賀県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月21日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県規則第5号

滋賀県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則の一部を改正する規則

滋賀県畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行細則 (令和4年滋賀県規則第9号) の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「飼養施設 搾乳施設 集乳施設 堆肥舎」を

飼養施設
飼養施設に
飼養施設に
飼養施設に
飼養施設に
飼養施設に
飼養施設に
堆肥舎
発酵槽等
堆肥舎に付
堆肥舎に付
発酵槽等を

付随する搾乳施設
 付随する集乳施設
 付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

付随する畜産業用倉庫
付随する畜産業用車庫 に、「A構造畜舎等 B構造畜舎等

随する畜産業用倉庫
随する畜産業用車庫
制御するための施設
」を「A構造畜舎等 B構造畜舎等 発酵槽等」に改める。

付 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の別記様式第1号による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

告 示

滋賀県告示第70号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年2月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	廃止年月日
バンバン	湖南市西峰町1-1	社会福祉法人グロー	近江八幡市安土町下豊浦4837-2	就労継続支援B型	2512300035	令和5.2.28

滋賀県告示第71号

令和2年滋賀県告示第476号(滋賀県漁業調整規則第11条第1項の規定による制限措置)の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

表小型定置網漁業(えり漁業)の項を削る。

滋賀県告示第72号

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、滋賀県漁業調整規則(令和2年滋賀県規則第103号)第4条第1項第4号に規定する小型定置網漁業の制限措置および許可または起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

令和5年2月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 制限措置

漁業種類	許可または起業の認可をすべき船舶等の数または漁業者の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
				次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域		許可を受けようとする区域

小型定置網漁業(えり漁業)	1者	—	—	基点 彦根市三津屋町地先にある石場橋の右岸側北端 控点甲 基点から278度(真方位をいう。以下この表において同じ。)500メートルの点 控点乙 控点甲から325度800メートルの点 ア 控点甲から240度940メートルの点 イ アから240度840メートルの点 ウ エから240度840メートルの点 エ 控点乙から240度940メートルの点	周年	で現に小型定置網漁業の許可を受けている漁業協同組合または漁業生産組合であること。
	1者	—	—	次のア、イ、ウ、エおよびアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域 基点 彦根市新海町地先にある新海樋門の導流堤左岸尻 ア 基点から284度790メートルの点 イ アから249度475メートルの点 ウ エから249度475メートルの点 エ アから359度800メートルの点	周年	許可を受けようとする区域で現に小型定置網漁業の許可を受けている漁業協同組合または漁業生産組合であること。

2 申請期間 令和5年2月21日から令和5年3月22日まで

公 告

随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年2月21日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 随意契約に係る物品等または特定役務の名称および数量

- (1) 危機管理センターほか7施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,539キロワット
 - イ 総予定使用電力量 3,669,200キロワット時
- (2) 自動車税事務所ほか17施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,732キロワット
 - イ 総予定使用電力量 4,534,600キロワット時
- (3) 消防学校ほか20施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,748キロワット
 - イ 総予定使用電力量 3,131,300キロワット時
- (4) 農業技術振興センター農業大学校(農場)ほか4施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 256キロワット

- イ 総予定使用電力量 377,600キロワット時
- (5) 総合教育センターほか30施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 5,663キロワット
 - イ 総予定使用電力量 8,390,600キロワット時
- (6) 彦根東高等学校ほか27施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 5,269キロワット
 - イ 総予定使用電力量 7,767,200キロワット時
- (7) 交通機動隊ほか11施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,228キロワット
 - イ 総予定使用電力量 3,080,400キロワット時
- (8) 県本庁舎で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,500キロワット
 - イ 総予定使用電力量 2,704,200キロワット時
- (9) びわこモーターボート競走場ほか1施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 1,847キロワット
 - イ 総予定使用電力量 4,036,300キロワット時
- (10) 警察本部庁舎で使用する電気
 - ア 予定契約電力 700キロワット
 - イ 総予定使用電力量 2,717,800キロワット時
- (11) 建設技術センター本館棟ほか1施設で使用する電気
 - ア 予定契約電力 62キロワット
 - イ 総予定使用電力量 153,400キロワット時
- (12) 文化ゾーンで使用する電気
 - ア 予定契約電力 700キロワット
 - イ 総予定使用電力量 1,217,900キロワット時
- (13) 水産試験場で使用する電気
 - ア 予定契約電力 109キロワット
 - イ 総予定使用電力量 533,700キロワット時

2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県会計管理局管理課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

3 随意契約の相手方を決定した日 令和4年12月26日(月)

4 随意契約の相手方の氏名および住所

- (1) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- (2) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- (3) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- (4) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- (5) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- (6) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- (7) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- (8) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- (9) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- (10) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- (11) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- (12) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号
- (13) 関西電力株式会社 大阪府大阪市北区中之島三丁目6番16号

5 随意契約に係る契約金額

- (1) 危機管理センターほか7施設で使用する電気
 - ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,765円50銭
 - イ 電力量料金 1キロワット時につき 15円01銭
- (2) 自動車税事務所ほか17施設で使用する電気

- ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,765円50銭
イ 電力量料金 1キロワット時につき 15円01銭
- (3) 消防学校ほか20施設で使用する電気
ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,765円50銭
イ 電力量料金 1キロワット時につき 15円01銭
- (4) 農業技術振興センター農業大学校(農場)ほか4施設で使用する電気
ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,897円50銭
イ 電力量料金 1キロワット時につき 13円49銭
- (5) 総合教育センターほか30施設で使用する電気
ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,765円50銭
イ 電力量料金 1キロワット時につき 15円01銭
- (6) 彦根東高等学校ほか27施設で使用する電気
ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,765円50銭
イ 電力量料金 1キロワット時につき 15円01銭
- (7) 交通機動隊ほか11施設で使用する電気
ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,765円50銭
イ 電力量料金 1キロワット時につき 15円01銭
- (8) 県本庁舎で使用する電気
ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,721円50銭
イ 電力量料金 1キロワット時につき 13円65銭
- (9) びわこモーターボート競走場ほか1施設で使用する電気
ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,721円50銭または1,765円50銭
イ 電力量料金 1キロワット時につき 13円65銭または15円01銭
- (10) 警察本部庁舎で使用する電気
ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,765円50銭
イ 電力量料金 1キロワット時につき 15円01銭
- (11) 建設技術センター本館棟ほか1施設で使用する電気
ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,765円50銭
イ 電力量料金 1キロワット時につき 15円01銭
- (12) 文化ゾーンで使用する電気
ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,765円50銭
イ 電力量料金 1キロワット時につき 15円01銭
- (13) 水産試験場で使用する電気
ア 基本料金 契約電力1キロワットにつき 1,765円50銭
イ 電力量料金 1キロワット時につき 15円01銭
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和4年11月25日(金)
- 8 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第8号の規定による。

環境事務所告示

滋賀県甲賀環境事務所告示第1号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。
令和5年2月21日

滋賀県甲賀環境事務所長 青木純一

- 1 指定する区域の所在地 湖南市朝国字平山1番の一部
- 2 指定する区域の表示 次の図のとおり
- 3 土壤溶出量基準(土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。)第31条第1項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 鉛およびその化合物ならびにふっ素およびその化合物
- 4 土壤含有量基準(規則第31条第2項の基準をいう。)に適合していない特定有害物質の種類 なし

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県甲賀環境事務所に備え置いて閲覧に供する。)

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、木浜土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年2月21日

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所長 小 森 信 明

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	楠 本 良 吉	守山市木浜町1910番地
”	戸 崎 和 彦	同 所1921番地
”	楠 本 直 希	同 所1869番地の1
”	田 中 浩 雄	同 所2231番地
”	河 崎 哲 司	同 所1991番地の1
”	今 江 悟	同 所1774番地の2
”	下 村 康 夫	同 所2193番地
”	菱 田 喜 清	同 所2167番地
”	下 村 選 範	同 所2078番地
”	浦 谷 善 隆	同 所2115番地の4
監 事	奥 村 正 綱	同 所2025番地
”	田 中 政 章	同 所1952番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	佐 野 茂 嗣	守山市木浜町224番地
”	下 村 俊 彦	同 所2261番地の1
”	田 中 政 章	同 所1952番地
”	田 中 浩 雄	同 所2231番地
”	矢 野 正 廣	同 所2001番地
”	浦 谷 更 成	同 所2053番地
”	下 村 康 夫	同 所2193番地
”	菅 井 定 雄	同 所2161番地
”	浦 谷 浩 明	同 所1513番地
”	浦 谷 善 隆	同 所2115番地の4
監 事	今 江 悟	同 所177番地の2
”	浦 谷 敏 明	同 所1901番地

土木事務所公告

道路の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第4号の規定による道路として、次のとおり指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課建築指導室および滋賀県甲賀土木事務所に備え置き関係人の縦覧に供する。

令和5年2月21日

滋賀県甲賀土木事務所長 奥 山 善 之

指定道路の位置	指定道路の延長	指定道路の幅員	指定年月日

甲賀市信楽町長野字川東231-1の一部、231-3の一部、232-3の一部、282の一部、287-1の一部、287-2の一部、288-2の一部、281-3

85.0m

最小幅員6.0m
最大幅員22.0m

令和5.2.14

